

令和7年生駒市農業委員会6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和7年6月11日(水)午前9時30分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
3. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 公共による農地の一時転用について
5. 特定農地貸付けの廃止について
6. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料
- 令和7年度利用状況調査の実施について
- 担当地区の地図
- 市長への意見書(案)について
- 令和7年度近畿ブロック農業者年金加入推進特別研修会のご案内
- 地域計画に関するアンケート調査に対する協力依頼について

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と2番 奥野委員、3番 田中委員に
お願いしたい。

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調
整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で国道168号線南田原交差点の北約300mのところに位置
する農地

申請理由について

今般、近隣で資材置場を所有している事業所から車両の駐車スペースが不足している為、
駐車場として貸してほしいとの要望があり、転用することになった次第である。

申請にあたって、汚水はなく、雨水については、自然浸透及び申請地北側にある道路側
溝へ流す計画である。また、水利組合の同意についても添付されていることから、周辺農地
への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地で
あり、当該地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル
以上の道で、建築基準法の指定を受けた農道を除く道路の沿道の区域であって、容易にこ
れらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500m以内に2以上の教育施設、
医療施設その他の公益施設又は公益的施設が存することから第3種農地に該当する。

本申請について、この後の報告案件で報告するが、農地の賃貸借契約が締結されてい
たが、農地法第18条第6項にて双方合意の上解約された後、本申請があった。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で

現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。
なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議
への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 本農地はお松の宮のバス停から近く、幅4m道路の横にあり、道路から50cmほど下がっている。出入口は南側の道路からの右側にスロープがあり、今までは農機具を入れるだけだったが、そこを広げると聞いている。ここで青空駐車場をされるという事である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業
会議へ意見照会を行う。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、
奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地
中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地
を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農
地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農
地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

No.1～5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2-1)で、小平尾保育園、人権文化センターの南西約200mに位
置する、小平尾町地内の農地5筆

申請理由について

使用借人は、高山町で農地を借り就農されたが、今般営農拡大のため、新たに農地を借
り受けることになった次第で、この農地では露地野菜を作付けする予定である。

なお、耕作に必要な農機具等は既に持っておられる。

一方使用貸人は高齢で、体調面でも不安があるため、維持管理が大変なことから、今般
貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 対象となる農地だが、前の道路も広く車の駐車も特に問題なく、農機具の搬入等も問題なくできと思う。農地に関しても日当たりもよい。借人はすでに別の所で就農されており、こちらも特に問題はないと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 借人の年齢と現在されている農地の面積を教えて欲しい。ご夫婦だとは思いますが、規模的にどのような形でされているのか教えて欲しい。
- 主査 旦那さんは49歳、奥さんは42歳である。旦那さんは配送の仕事もされているようだが、ご夫婦で農業を営まれていると聞いている。現在は高山の方で3,558㎡の農地を借りて耕作されている。今回4,550㎡借りられるという事で、合計で8,108㎡になる。色々野菜の直売所などに出品されていると聞いており、南の方ではダイキにも出品されている。今回の農地はダイキにも近く、効率もいいのではないかとということで、借受されることとなった。
- 委員 ご夫婦でされるということと、年齢は若い旦那さんは配送の仕事もされているということで、すごく広い面積だが営農という形でパートの方を雇ったり、企業的な農業経営的なことをされているという事であれば何とかなるのかもしれないが、今の説明の中にはそんな話は出てなかったもので、今回新たに農地を増やして管理していけるのかどうか心配である。その点はどうなのか。
- 主査 農作業に従事する人数については確認がとれていない。その点については借人に連絡を取り確認する。
- 委員 この地区の推進委員さんには今後も見ていただけたらと思う。借りるのは借りて、あとは管理ができなくなるという事であれば問題が出てくると思う。私の場合は3反半の畑と田をやっているが、年齢的には借人と全然違うのだが、かなりしんどくなってきている。そういう点からみると、年齢が若いとはいえ、かなりの農地面積なので今後は空いてるから、または借りたい人がいるからという安易な理由で借り、管理ができなくなるという事があれば、今後借りたい人が出てきた場合に貸せなくなることも出てくるかと思うので、今後はよく確認していただければと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、
生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主査 「議案読み上げ」

この案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものである。生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めることになっているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1～5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、No.1は阪奈道路生駒ICの北西約170mのところに、No.2～5が同じく生駒ICの北西約270mに位置する俵口町地内の農地5筆

申請理由について

当該地は親子で共有しているが、母は高齢で農作業が困難になり、子は東京に在住していることから維持管理が困難になり、今般所有する農地を特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 お母さんは高齢で維持管理が難しく、息子さんと相談され特定農地の申請をされた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「公共による農地の一時転用について」

報告第5号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～23は全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転を伴う農地転用である。

No.1については地図番号(4)で、中菜畑郵便局の南西約80mのところに位置する西菜畑町地内の農地で、住宅用地を目的として農地転用の届出がされたものである。

No.2については地図番号(5)で、近鉄生駒線菜畑駅の南東約240mのところに位置する東菜畑2丁目地内の農地で、自己用住宅を目的として農地転用の届出がされたものである。

No.3～36については地図番号(6)で、近鉄けいはんな線学研北生駒駅の西約100mのところに位置する上町地内の農地で、店舗・倉庫を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

先ほど、議案第1号でご審議いただいた農地である。

報告第4号「公共による農地の一時使用について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、転用者が国や県、市町村である場合、農地法第5条第1項第1号に規定により、農地法の転用手続が不要であるが、そのままと、農業委員会として、転用行為を把握することができないことから、農地転用の届出を出していただいているものである。

申請地は、地図番号(2-2)で、近鉄生駒線萩の台駅の西約130mのところに位置する小平尾町地内の農地である。

現在国道168号線バイパス工事が行われているが、それに伴う資材置場として一時使用することの報告である。

報告第5号「特定農地貸付けの廃止について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行っていた農地について、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているものである。

廃止後に現在特定農地として使用されている方が新規就農され、その方と利用権設定の手続きを行う予定である。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については、昭和63年に第5条の届出がなされたもので、No.2についても、昭和61年に第5条の届出がなされたもので、No.3、4については、数十年前から宅地として利用されており、No.5、6については、昭和47年に第4条の許可申請がなされ、許可されたもので、当時許可された時は市街化調整区域だったが、その後の線引きの見直しにより現在は市街化区域となっている農地である。No.7については、数十年前から自宅前の駐車場として利用されており、No.8～10については、平成7年に第5条の届出がなされたもので、No.11、12については、数十年前から山林化した農地で、No.14、15については、平成5年に第5条の許可申請がなされ、許可を受けたもので、今般地目変更の申請がされたものである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 参考までに教えて欲しいのだが、報告第2号のNo.3～36だが面積が19,620㎡で、これが店舗と倉庫になるということだが、開発行為案件になると思うのだが、店舗と倉庫だけで良いのか。

○主査 開発許可を受けて今般届出されたのだが、配置図を見ていると計画では真ん中が敷地内通路になり、物品販売店がありそれ以外に商業施設の倉庫がある。

○議長 開発行為なので中に公園や、道路も整備されると思った。

○主査 公園等はないが、緑というものは必ず必要になっており、小さいが緑地A緑地B緑地C緑地D緑地Eとあり、なるべく緑地を設けている。

○議長 店舗と倉庫だけで開発行為というのが、違和感があった。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 令和7年度利用状況調査の実施について説明

日 時: 令和7年7月～10月の約4ヶ月間を予定

原則午前9時30分から開始(雨天の場合は調査日を延期する)

調 査 員: 各担当地区の農地利用最適化推進委員、農業委員、事務局職員の3～4名

調査方法: 図面とタブレットを利用しながら、原則、車の中から目視で確認する。場所によってはドローンを活用する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 各地区の農業委員が農地パトロールについて報告

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 市長への意見書(案)について説明

前回の定例会で会長が作成された市長への意見書(案)について、委員の皆様に意見の提供を呼び掛けた。別紙で付けているが、委員さんから意見の提供があり、それを踏まえて事務局で素案を取りまとめ、その後に会長が集約された内容が今回提示させていただいている「意見(集約第2案)」となっている。集約案の概要について委員会の方で了解を得られたら、文言の修正等の軽微な変更や体裁の整え方については、会長・副会長と事務局側で対応させていただく。またご意見等あったら今月中に事務局まで連絡いただきたい。

○議長 私が1枚目を作成したが、同じような意見を皆さんが持っていたんだという認識だったので、書いた内容が含まれているか等見ていただいて、また何かあれば事務局までお願いしたい。今月中に案を固めて農林課が主にさせていただく内容になるかとは思うので、農林課の都合も聞きつつまとめて令和7年7月7日の日付で出したいと思っている。

○事務局 前回の質疑について報告等

〈質疑・応答〉

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和7年7月10日(木)午後2時 市役所 大会議室

現地調査 令和7年7月4日(金)

7月3日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午前11時00分開会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和7年生駒市農業委員会第6回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 2番

農業委員 3番
